

# 「ちばぎんアプリ」利用規定

(2026年3月24日現在)

「ちばぎんアプリ」利用規定（以下、「本規定」といいます）は、株式会社千葉銀行（以下、「当行」といいます）がお客さまのスマートフォンおよびウェアラブル端末（以下、「端末」といいます）にダウンロードされたアプリケーション「ちばぎんアプリ」（以下、「本アプリ」といいます）を利用して提供する「ちばぎんアプリサービス」（以下、「本サービス」といいます）を、お客さまにご利用いただく場合の条件等を定めたものです。

お客さまは、本規定に同意していただいた場合に、本アプリをダウンロードし本サービスをご利用いただけます。なお、ウェアラブル端末では、本サービスの一部の機能のみご利用いただけます。

## 1. 本規定の適用範囲

本規定は、本サービスを利用する方ご本人（以下「利用者」といいます）に適用されます。

利用者が本サービスを利用する場合には、本規定のほか、以下に記載する関連規定が準用されるものとします。

<関連規定>

ちばぎん ID 利用規定、振込規定、自動継続スーパー定期 [自由金利型定期預金 (M 型)] 規定 (単利型)、自動継続スーパー定期 [自由金利型定期預金 (M 型)] 規定 (複利型)、自動継続自由金利型定期預金規定、総合口座取引追加規定、投資信託受益権振替決済口座管理規定、投資信託累積投資約款、特定口座規定、特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する規定、非課税上場株式等管理・非課税累積投資及び特定非課税累積投資勘定に関する約款、投資信託受益権の定時定額購入サービス取引規定、つみたて NISA 購入サービス取引規定、ちばぎんマイアクセスご利用規定、ちばぎんデビットカードサービス規定、TSUBASA ちばぎん Visa デビットカード会員規約、TSUBASA ポイント規約、ちばぎんカードローン契約、ちばぎんスーパー教育ローン(当座貸越)規定、ちばぎんスーパーカード・バックアップサービス契約、印鑑レス口座取引規定、WEB 口座開設利用規定、投資信託・公共債電子交付サービス取扱規定、目的別預金「ためる預金」規定

## 2. 本サービス

本サービスの主な内容は以下のとおりです。

- (1) ちばぎん ID の代表口座およびサービス利用口座の残高、入出金明細情報、引落予定情報の提供
- (2) ちばぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）および貯蓄預金を対象とした振替取引の提供
- (3) ちばぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）および貯蓄預金からの当行本支店および他行の口座宛の振込取引の提供
- (4) ちばぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、定期預金口座に入金する取引および個別の定期預金を解約する取引の提供
- (5) 定期預金の口座開設取引
- (6) 投資信託の口座開設、取引
- (7) TSUBASA ちばぎん Visa デビットカードのお申込み

- (8) 「TSUBASA ちばぎん Visa デビットカード」の取引情報、TSUBASA ポイント情報の表示
- (9) 「ちばぎんスーパーカード<デビット>」の取引情報等の表示
- (10) 住宅ローンの取引
- (11) カードローンのお申込み・ご契約
- (12) ちばぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、カードローン口座から借入する取引、カードローン口座へ返済する取引の提供、および利用明細情報の表示
- (13) ちばぎんデビットカード会員 Web サービスへの認証連携
- (14) ちばぎんひまわり宣言の特典情報の提供
- (15) 端末への本アプリに関するお知らせや、当行の商品またはサービス、キャンペーン、一部の入出金、引落予定等の情報に係るプッシュ通知機能を利用した通知
- (16) 「TSUBASA ファンドラップ」の残高情報等の表示
- (17) マネーレポートの提供
- (18) ちばぎん商店「C-VALUE ショッピング」へのログイン連携
- (19) 住所・電話番号変更
- (20) 家族口座照会
- (21) 公金受取口座登録
- (22) デジタル通帳切替
- (23) ためる預金の口座開設、取引

サービスの詳細は、当行ホームページでご確認ください。

### 3. 利用条件等

#### (1) 利用対象者

本サービスがご利用いただける方は、ちばぎん ID のユーザー登録のある個人の利用者となります。

ただし、投資信託の口座開設および取引については、18 歳以上の方に限ります。

#### (2) 利用対象口座

本サービスご利用口座は、ちばぎん ID の代表口座およびサービス利用口座に登録されている口座となります。

#### (3) 利用時間

本サービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内とします。なお、利用時間内であっても、臨時のシステムメンテナンスの実施等により本サービスの全部または一部がご利用できない場合があります。

#### (4) 使用できる機器

本アプリは当行所定の端末でのみ、ご利用いただけます。ご利用いただける環境については、当行ホームページでご確認ください。

#### (5) 利用登録

本サービスの利用を希望する利用者は、本規定を承認したうえで、本アプリをダウンロードし、本サービスの利用登録を行うものとします。

#### (6) 本アプリの利用およびダウンロード（本アプリのバージョンアップなどの再ダウンロードを含みます）にかかる通信料は利用者のご負担となります。

#### (7) 当行は、本サービスの全部または一部について、追加、停止、終了ならびにサービス内容

および利用条件の変更を行うことがあります。

#### 4. 本人確認

本サービスのご利用についての利用者の確認は次の方法により行うものとします。

- (1) 本アプリの利用登録時には、ちばぎん ID のログインによりユーザー名（または店番号および口座番号）とパスワードの一致を確認することで本人確認を行います。既にお持ちのちばぎん ID で初めて本アプリにログインする場合、または普段と異なる端末からログインする場合は、届出電話番号による追加認証を行います。そのうえで、ログインパスワードおよび生体認証の設定を行う必要があります。本アプリにログインする際はログインパスワードもしくは生体認証機能にてログインしてください。
- (2) ログインパスワード
  - ① ログインパスワードとは、本アプリにログインする際、ちばぎん ID の代わりに利用者が登録したログインパスワードを利用者の本人確認の方法として用いる機能を行います。
  - ② 本アプリの利用登録時には、ログインパスワードを本アプリに登録してください。なお、他人から推測されやすい生年月日や連続した数字は避け、他人に知られないように管理してください。
  - ③ ログインパスワードを失念した場合は、本アプリ上で再度利用登録を行ってください。
- (3) 届出電話番号による追加認証
  - ① 届出電話番号による追加認証は、本サービスの利用に際し、当行に届け出いただいた利用者の代表口座の元帳登録電話番号宛に、自動音声またはショートメッセージにて、認証番号が通知され、4. (1) または 4. (2) に定められた本人確認に加えて、通知された認証番号を端末の画面上に入力することにより、本人確認を行う機能を行います。
  - ② 通知された認証番号には所定の有効期限があります。有効期限が切れた場合は再度はじめから操作していただく必要があります。
  - ③ 認証番号は他人に教えないでください。
- (4) 生体認証機能
  - ① 生体認証機能とは、本アプリにログインする際、ちばぎん ID の代わりに利用者ご自身の生体情報（利用者の端末に登録されている生体認証機能）を利用者の本人確認の方法として用いる機能を行います。
  - ② 生体認証機能は利用者の端末が生体情報に関する認証機能に対応している場合のみ用いることができます。また、利用者の端末が生体情報に関する認証機能に対応している機種であっても、端末自体の制約によりご利用いただけない場合があります。
  - ③ 当行は登録された生体情報自体の取得は行わないため、生体情報の管理責任・義務を負いません。登録された生体情報および認証データが保存された利用者の端末は、利用者の責任において厳重に管理するものとします。
- (5) 公的個人認証
  - ① 公的個人認証サービスは、マイナンバーカードの IC チップに搭載された電子証明書を利用し、本人確認書類の偽造や他人によるなりすまし、データの改ざんといった不正を防止することで安全かつ確実な本人確認を実現するサービスです。本サービスの利用に際し、マイナンバーカードと「利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁の数字）」、「券面事項入力補助用暗証番号（4桁の数字）」、または「署名用電子証明書のパ

スワード（6桁から16桁の英数字）」が必要となります。

- ② 「利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁の数字）」、「券面事項入力補助用暗証番号（4桁の数字）」、及び「署名用電子証明書のパスワード（6桁から16桁の英数字）」を失念した場合は、住民票のある市区町村にて初期化申請を行う必要があります。詳細につきましては、市区町村にお問い合わせください。
- ③ 「利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁の数字）」、「券面事項入力補助用暗証番号（4桁の数字）」、及び「署名用電子証明書のパスワード（6桁から16桁の英数字）」は他人に教えないでください。
- ④ 当行は、利用者証明用電子証明書または署名用電子証明書の有効性確認をおこなうために、認証業務情報（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第44条に規定する認証業務情報をいう）を利用します。

## 5. 本サービスの機能

本サービスでは、本アプリを利用して以下の各機能を提供します。

### (1) 残高照会

ちばぎん ID の代表口座およびサービス利用口座の残高照会ができます。定期預金はお預り番号毎の明細が照会できます。

### (2) 入出金明細照会

ちばぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金、貯蓄預金の入出金明細の照会ができます。ちばぎん ID のユーザー登録月の3か月前の1日にさかのぼって照会することができます。それ以前の明細は照会できません。また、円貨普通預金、貯蓄預金、定期預金の入出金明細および通帳表紙イメージの PDF データ作成することができます。作成された PDF データはプリンターでの印刷やお使いのスマートフォンへの保存ができます。

### (3) 通帳モード

ちばぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金および貯蓄預金の差引残高が確認できます。また、入出金明細にメモの登録ができます。メモに登録した情報は、「通帳アプリ」および「ちばぎんマイアクセス（インターネットバンキング）」等へは反映されず、本アプリでのみ利用できます。調べたいキーワードを入力することでお取引内容、または、登録済メモを検索できます。

### (4) 引落予定照会

ちばぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）および貯蓄預金における、公共料金やクレジットカード等の引落予定を確認できます。なお、引落予定明細と実際の手続きの内容は異なる場合があります。また、全ての引落予定が対象となるわけではございません。

### (5) 振込・振替

- ① 振込は、ちばぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、利用者の円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）および貯蓄預金から、当行本支店および他行の口座宛に利用者が指定した金額を振り込むことができます。
- ② 振替は、ちばぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、利用者の円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）および貯蓄預金の間で、利用者が指定した金額を

振り替えることができます。

- ③ 振込資金または振替資金の引落としにあたっては、当行の各種の規定等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書・当座小切手または借入請求書の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- ④ 以下の各号に該当する場合、本サービスの振込・振替のお取扱いはしません。
  - A. 振込または振替の取引金額が、利用者が指定した口座より払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる金額を含む）を超えるとき
  - B. 利用者が指定した口座が解約されたとき
  - C. 利用者が指定した口座に対して、支払停止の届け出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行ったときや、口座名義人より入金禁止の手続きがとられているとき
  - D. 差押等やむをえない事情があり、当行が支払いを不相当と認めたとき
  - E. 本規定に反して、利用されたとき
- ⑤ 取引成立後の変更または取消しはできません。万一、やむをえない事情により、変更または取消しを行う場合には、当行所定の方法に従うものとし、当行本支店の窓口での手続きが必要となります。
- ⑥ 不正な振込等を防止するため、その可能性があるとして当行が判断した場合、当該振込を一時的に保留できるものとします。また調査の結果、不正な振込もしくは懸念があると当行が判断した場合、振込はお取り扱いしません。なお、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### (6) 定期預金

- ① ちばぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、利用者の円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）および貯蓄預金から依頼金額を引き落とし、利用者のサービス利用口座のうち利用者の指定する定期預金口座へ入金することができます。なお、適用金利は入金日における当行所定の金利とします。
- ② ちばぎん ID のサービス利用口座に預け入れされた利用者の個別の定期預金のうち、利用者の指定する定期預金を解約し、特約口座に入金することができます。
- ③ ちばぎん ID の代表口座およびサービス利用口座を特約口座として、定期預金口座を開設することができます。

#### (7) 投資信託口座開設、取引

- ① 投資信託口座は、ちばぎん ID の代表口座の取引店で、特定口座（源泉徴収あり）として開設できます。なお、投資信託に関連する帳票は原則、電子交付となります。
- ② すでに当行に投資信託口座をお持ちの方も含め、NISA 口座開設を申込みできます。
- ③ 投資信託受益権に関わる購入注文、および解約注文を行う取引並びに注文取消、定時定額購入サービスの新規、変更および終了の申込みができます。
- ④ 特定口座を開設されたお客さまがちばぎんアプリで投資信託購入取引を行う場合、原則として、特定口座を通じて行います。

#### (8) デビットカード取引

- ① 本アプリから、TSUBASA ちばぎん Visa デビットカードのお申込みができます。
- ② 「TSUBASA ちばぎん Visa デビットカード」の連携ができます。
  - A. 本アプリ上で利用者の決済口座が当行の普通預金口座である「TSUBASA ちばぎん Visa デビットカード」の取引情報等を表示することができます。

- B. 取引情報等の表示にあたっては、以下のすべての条件を満たす必要があります。
  - a. 「TSUBASA ちばぎん Visa デビットカード (一般、ゴールド、プラチナ)」をお持ちであること。
  - b. 「TSUBASA ちばぎん Visa デビットカード」の決済口座が、本アプリに登録されている普通預金口座であること。
- C. 利用者の端末に表示される取引情報および TSUBASA ポイント情報は、ちばぎんデビットカード会員 Web サービスに表示されるものと同じであり、必ずしも最新かつ全ての情報を含むものとは限りません。
- D. 当行は、データ分析等により利用者へのサービス改善や提案、サービスの開発の目的のほか千葉銀行が公表している個人情報の利用目的の範囲内で活用させていただきます。
- E. ちばぎんデビットカード会員 Web サービスへの認証連携  
本アプリからちばぎんデビット会員 Web サービスへの登録及びログインができます。登録・ログインに際して、追加の認証を求める場合があります。

③ 「ちばぎんスーパーカード<デビット>」の連携ができます。

- A. 本アプリ用の端末に利用者が登録した株式会社ジェーシービーが提供する会員専用 WEB サービス (MyJCB) (以下、「MyJCB」といいます) の認証情報を利用し、本アプリ上で利用者の決済口座が当行の普通預金口座である「ちばぎんスーパーカード<デビット>」の取引情報等を表示することができます。
- B. 取引情報等の表示にあたっては、以下のすべての条件を満たす必要があります。
  - a. 「ちばぎんスーパーカード<デビット>」をお持ちであること。
  - b. 「ちばぎんスーパーカード<デビット>」の決済口座が、本アプリに登録されている普通預金口座であること。
  - c. MyJCB に「ちばぎんスーパーカード<デビット>」で会員登録し、MyJCB ID とパスワードをお持ちであり、MyJCB 外部接続サービス利用規定へのご同意いただいていること。
- C. 利用者の端末に表示される取引情報は、MyJCB に表示されるものと同じであり、必ずしも最新かつ全ての情報を含むものとは限りません。
- D. 当行は、株式会社 JCB より提供された情報を本アプリで利用することに加え、データ分析等により利用者へのサービス改善や提案、サービスの開発の目的のほか千葉銀行が公表している個人情報の利用目的の範囲内で活用させていただきます。

(9) 住宅ローンの取引

- ① 本サービスでは、利用者が当行で借入れた住宅ローンについて、住宅ローンの返済用預金口座 (以下「返済用口座」といいます。) をちばぎん ID の代表口座およびサービス利用口座として登録することにより、本アプリにてお借入残高・ご返済条件等のご契約内容の照会ならびに一部繰上返済・固定金利選択のシミュレーション・申込および本アプリからの申込に対する取消しを行うことができます。ただし、住宅ローンの種類、取引の状況等によってはご利用いただけない場合があります。
- ② 一部繰上返済とは、利用者が操作する端末による申込および当行の承認に基づき、利用者が住宅ローンについて、お借入の一部を期限前に繰上げて返済し、新たな返済方

法を約定することができるサービスをいいます。一部繰上返済は、固定金利選択と同時にご利用いただくこともできます。なお、本サービスでは住宅ローンの全額繰上返済を行うことはできません。

- ③ 固定金利選択とは、利用者が操作する端末による申込および当行の承認に基づき、住宅ローンの固定金利期間終了後の金利について、再度固定金利を選択することができるサービスをいいます。固定金利選択は、一部繰上返済と同時にご利用いただくこともできます。選択した金利は、固定金利選択の申込時点で利用者に適用されている固定金利の期間終了日の翌日より適用します。ただし、一部繰上返済を同時にご利用いただく場合で、固定金利期間終了日が銀行の休日のときは、選択した金利は一部繰上返済を行う日の翌日から適用します。
- ④ 返済額シミュレーションについては、あくまで概算となりますので、実際の返済額と異なる場合があります。シミュレーション結果に基づき、一部繰上返済、固定金利選択の申込をする場合は、あらかじめご了承ください。手続き完了後の返済額については、「ちばぎんマイポスト」もしくは「返済予定表」にてご確認ください。
- ⑤ 一部繰上返済、固定金利選択の申込については、当行がその内容を確認した時点で申込内容が確定したものとし、当行が指定する引落日（以下、本条において「引落日」といいます。）に手続きします。
- ⑥ 一部繰上返済、固定金利選択による契約の変更については、別途書面等による契約締結は行いません。また、契約変更の効力は、当行において一部繰上返済、固定金利選択の手続きが完了した日に生じるものとします。
- ⑦ 取引金額（繰上返済金額、手数料、未払利息、次回約定返済額等）については、引落日における当行所定の時間に返済用口座より引落します。引落しにあたっては、当行の普通預金規定（総合口座取引規定）にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- ⑧ 一部繰上返済、固定金利選択では、ちばぎんローン契約書（金銭消費貸借契約書）（これに付帯する契約書・特約書等があるときは、それらを含みます。以下、これらを「原契約」といいます。）に基づく住宅ローンの借入条件について、原契約の定めにかかわらず、利用者が本サービスにてご指定いただく申込内容および当行の承認に基づき変更手続きを行います。手続きの結果については、手続き完了後、「ちばぎんマイポスト」もしくは「返済予定表」にてご確認ください。
- ⑨ 以下の事由等により申込した取引ができなかった場合は、当該申込がなかったものとします。
  - A. 取引金額（繰上返済金額、手数料、未払利息、次回約定返済額等）を引落日に返済用口座より引落すことができなかったとき。なお、申込した取引が本号により無効となった場合は、返済用口座への入金等により返済用口座の支払可能残高が取引金額に達したとしても、当行は引落しを行わず、取引は行いません。
  - B. 住宅ローンのご返済が遅延しているとき。
  - C. 返済用口座が解約されたとき。
  - D. 利用者から返済用口座への支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行ったとき。
  - E. 差押等やむをえない事情があり、当行が返済用口座からの支払を不相当と認めたとき。

F. 本規定に反して、利用されたとき。

- ⑩ 一部繰上返済、固定金利選択の申込受付後に、当行に届出いただいている電話番号に申込内容の確認のお電話をさせていただく場合があります。
- ⑪ 一部繰上返済、固定金利選択の申込については、当行が指定する日までに取消しができます。
- ⑫ 他チャネル（インターネットバンキング・お取引店窓口等）にて、すでに一部繰上返済または、固定金利選択等のお申込みをいただいている場合、お申込みが重複するため、後からお申込みをされた申込内容について、お手続きを完了させていただきます。先にお申込みをされた申込内容は処理を実行しません。

(10) カードローン取引

- ① 本アプリをご利用のお客さま向けに、当行所定のカードローン商品をご案内させていただきますことがあります。カードローン商品のお申込みには審査があります。
- ② カードローンの借入は、ちばぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、対象のカードローン口座から利用者が指定した金額を円貨普通預金、貯蓄預金に入金することで行います。対象のカードローン口座は、カードローン、教育ローン（当座貸越）とします。
- ③ カードローンの返済は、ちばぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金、貯蓄預金から利用者が指定した金額を引き落とし、対象のカードローン口座へ入金することで行います。なお、貸越残高を超過する入金はお取扱いしません。対象のカードローン口座は、カードローン、教育ローン（当座貸越）、スーパーカードのバックアップサービスとします。
- ④ 当行所定の時間内の借入および返済は即時に取引処理を行います。当行所定の時間以外に本アプリで受付した取引については、翌営業日（ただし、0時から当行所定の時限前に受付た場合は当日）に取引処理を行います。

(11) ちばぎんひまわり宣言の特典情報

ちばぎん ID の代表口座のお取引店のステージと特典を表示します。「ちばぎん ひまわり宣言おまとめサービス」をご契約の利用者は、合算後のステージと特典を表示します。

(12) プッシュ通知機能

- ① お客さまのスマートフォンへ本アプリに関するお知らせや、当行の商品またはサービス、キャンペーン、一部の入出金、引落予定等の情報をプッシュ通知機能にて通知することがあります。
- ② プッシュ通知を希望しない場合は、本アプリの設定画面にて通知許可をオフにしてください。
- ③ 当行からのプッシュ通知は、利用者がプッシュ通知による通知を受領できたか否かに関わらず、通常到達すべき時に、利用者に通知したものとみなします。

(13) TSUBASA ファンドラップ照会

- ① 本アプリ上で、ちばぎん証券株式会社の投資一任口座の「TSUBASA ファンドラップ」の残高情報等を表示することができます。
- ② ちばぎん証券株式会社より情報提供を受けて表示しています。
- ③ 当行及びちばぎん証券株式会社における情報共有にご同意をいただいている方が対象です。

(14) マネーレポート

- ① マネーレポートは、お客さまの過去のお取引データ、当行が保有する情報やお客さまが入力した情報に基づいて、グラフの表示や将来予測、お客さまにとって有益と思われる情報や商品・サービスに関する情報を提供します。なお、グラフの表示や将来予測は実際の手続き内容とは異なる場合がございます。
  - ② マネーレポートで表示される情報に基づいて、お客さまが行ったお取引等の結果としてお客さまに損害が生じた場合は、当行は一切の責任を負いません。
- (15) ちばぎん商店「C-VALUE ショッピング」へのログイン連携
- ① C-VALUE ショッピングのアカウントをお持ちのお客さまは、本アプリから C-VALUE ショッピングへのログイン連携時に、ちばぎん ID およびそれに紐づく代表口座の登録情報等（氏名・生年月日・電話番号・メールアドレス・郵便番号、性別、ユーザー識別子等）を当行からちばぎん商店に連携し、お客さまが C-VALUE ショッピングのユーザー ID・パスワードを入力することで、次回以降ログイン操作を省略して（※）C-VALUE ショッピングを利用できます。
  - ② C-VALUE ショッピングのアカウントをお持ちでないお客さまは、本アプリから C-VALUE ショッピングへの遷移時に、ちばぎん ID およびそれに紐づく代表口座の登録情報等（氏名・生年月日・電話番号・メールアドレス・郵便番号、性別、ユーザー識別子等）を当行からちばぎん商店に連携することで、C-VALUE ショッピングへの会員情報入力を省略（※）して会員登録することができます。
- ※ログイン操作等の省略は、ログイン連携機能利用時に、当行からちばぎん商店への当該情報連携にご同意をいただいている方が対象です。
- (16) 住所・電話番号変更
- ① マイナンバーカードに格納されている署名用電子証明書を読み取り、住所・電話番号変更の手続きができます。ただし、投資信託口座および債券口座をお持ちの方は、券面事項入力補助アプリケーションの利用者情報の読み取りが必要となります。
  - ② 住所・電話番号変更の申込み後、当行で所定の手続きを行ったのちに、登録内容を変更します。また、当行で所定の手続きを行った結果、登録内容を変更できない場合は、利用者に対して当行所定の方法により通知します。変更が行われなかったことにより利用者に損害が生じても、当行に故意または過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
  - ③ 無担保ローン・住宅ローン以外の融資取引、マル優、マル特、ちばぎん教育資金贈与専用口座、ちばぎん結婚/子育て資金贈与専用口座、ジュニア NISA、当座預金等のお取引がある方は本アプリでお手続きいただけません。また、それらに該当しない場合でも、お客さまの口座の状態によっては、お手続きいただけない場合があります。
  - ④ お取引の内容によっては、後日当行から連絡をさせていただく場合があります。
  - ⑤ 当行にて投資信託口座および債券口座をお持ちのお客さまが住所変更を行う際は、法令に基づき、最新のマイナンバー（個人番号）の届出が必要となります。
  - ⑥ システム上同一のお客さまの口座であると判断できる場合、ちばぎん ID の代表口座店およびサービス利用口座店以外の口座についても住所および電話番号を変更いたします。
- (17) 家族口座照会
- ① ちばぎん ID の代表口座および指定したサービス利用口座のうち普通預金・定期預

金・貯蓄預金・積立定期預金の残高、および普通預金・貯蓄預金の入出金明細を、共有先として登録したご家族等に照会させることができます。

- ② 本サービスはご家族間における家計管理を主な目的とします。ご本人とご家族等において、口座の残高、入出金明細を共有することを目的としてご利用いただくものとします。
- ③ 「見せる方」および「見る方」に本アプリの登録がある場合、「見せる方」が本アプリ上で照会させる口座を選択したうえでコードの発行を行い、「見る方」に連携します。「見る方」は「見せる方」から受け取ったコードを「見る方」の本アプリ上で登録すると、「見せる方」の本アプリに確認画面が表示されます。「見る方」の情報に相違がないことを確認し承認します。
- ④ 「見せる方」および「見る方」は本サービスのご利用にあたり、以下の内容についてご同意いただくものとします。
  - A. 本サービスのお申込み以降、「見せる方」ご本人のお名前、指定した口座の店名、口座番号、残高および入出金明細が、「見る方」の本アプリ上に表示されます。
  - B. 「見せる方」が本サービスに登録できる「見る方」数、および「見る方」が照会する「見せる方」数は、当行所定の数を超えることはできません。
  - C. 提供される入出金明細には、本サービスのお申込日以前の過去の明細も含まれません。

#### (18) 公金受取口座登録

- ① ちばぎん ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、利用者が指定した口座について公金受取口座登録を申請することができます。
- ② 申請にはマイナンバーカードに格納されている署名用電子証明書および券面事項入力補助アプリケーションの利用者情報の読み取りが必要です。
- ③ 申請が正常に通過した場合は、本アプリでの通知は行いません。
- ④ 申請が正常に通過しなかった場合は、当行が定める方法により通知します。

#### (19) デジタル通帳切替

- ① 切替対象はスーパー総合口座通帳および総合口座通帳、普通預金通帳が対象となります。ただし、別冊通帳扱いおよび証書扱いの総合口座定期預金は対象外となります。スーパー総合口座通帳（または総合口座通帳）をデジタル通帳にお切り替えされる場合、普通預金の口座を選択することで、定期預金、貯蓄預金も同時に登録されます。
- ② デジタル通帳に切替後は、ATM 取引のうち、通帳を使うお取引（アプリご利用口座を入金口座とした振替取引、アプリご利用口座の定期預金取引）はできません。これらのお取引をされる場合は、ちばぎんアプリまたは、ちばぎんマイアクセス（インターネットバンキング）をご利用ください。
- ③ アプリに登録する口座が通帳、印鑑またはキャッシュカードの喪失・盗難手続き中、その他当行所定の条件を充たさない場合はご利用いただけません。
- ④ 未記帳の取引明細がある場合は、お切替前に記帳してください。

#### (20) ためる預金

- ① ちばぎん ID の代表口座に紐づくためる預金を開設することができます。なお、適用金利は当行所定の金利とします。
- ② ちばぎん ID の代表口座を振替口座として、自動振替設定、入金、出金、口座解約の

お手続きができます。

## 6. 取引限度額

- (1) 本アプリにおける各種取引の1日または1回あたりの取引限度額は、当行所定の金額とします。

## 7. 利用の停止・解除

- (1) 利用者からの申し出によるサービス利用停止
  - ① 利用者が本サービスの利用を停止する場合、または利用を希望しない場合には、当行所定の方法によって当行に申し出てください。当行はこの申し出を受けた時は、本サービスの利用を停止する措置を講じます。当行はこの申し出の前に生じた損害については、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。なお、本サービスの利用を再開するには、当行所定の手続きが必要です。手続きが完了するまでは、本サービスはご利用いただけません。
  - ② 本サービスが利用可能な状態のままちばぎんIDを退会されると、本サービスは利用できなくなります。また、本サービスご利用口座を解約した場合、当該口座での本サービスの機能は利用できなくなります。
- (2) 当行からのサービス利用停止
  - ① 本アプリを不正に使用される恐れがあると当行が判断した場合、または、利用者のご利用方法が当行および当行の利用者に対して明らかに不利益を与えると当行が認めた場合等、当行が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも、利用者に事前に通知することなく、本サービスの全てまたは一部の利用停止の措置を講じることができます。
  - ② ちばぎんIDの代表口座が解約された場合、本サービスは利用ができなくなります。また、本サービスご利用口座が解約された場合、当該口座での本サービスの機能は利用できなくなります。
  - ③ 前各号における措置により利用者の情報が削除されたために生じた損害について当行は一切その責任を負いません。

## 8. 禁止事項

- (1) 利用者は本サービスおよび本アプリを自身による利用のみの目的で利用するものとし、本サービスおよび本アプリに基づく利用者の権利について譲渡、質入れ、第三者の権利を設定すること、第三者に利用させることはできません。
- (2) 利用者は本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・修正・蓄積・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれに類する行為を行ってはなりません。

## 9. 知的財産権等

本アプリにかかる著作権その他一切の知的財産権は当行または正当な権利を有する第三者に帰属します。

## 10. 情報利用について

- (1) 本アプリでは、ご登録いただいた情報を元に、プロモーション等を目的とした電子メール配信や店頭でのご案内等を行うことがあります。
- (2) 本サービスでは、本アプリの機能向上等に役立てるため、情報収集ツールとして Google 社の Firebase Analytics を利用しています。Firebase Analytics では、利用状況に関する調査やマーケティング品質の向上を目的として、本アプリの利用状況に関する情報（端末識別子、操作履歴情報、ちばぎん ID を含みます。）を収集し分析します。収集された情報は、当行の個人情報保護宣言に基づき当行が取り扱います（上記情報が Google 社にとって個人関連情報に該当する場合、これを当行が個人データとして取得することを含みます。）。また、これらの情報は、Google 社に提供され、Google 社のプライバシーポリシーに基づき Google 社が管理・利用する場合があります。Google 社のプライバシーポリシーについては、同社のサイトをご覧ください。当行は Firebase Analytics のサービス利用について責任を負わないものとします。
- (3) 本サービスでは、マーケティング品質の向上を目的として、情報ツールとして Adjust を利用しています。Adjust では、当行が発行する計測用 ID と端末・ブラウザの識別子等を利用して広告効果を測定することで、よりお客さまのニーズの近い広告を配信するなど、収集した情報を広告品質の改善に活用しています。Adjust により収集された情報には、特定の個人を識別する情報は含まれておりませんが、当行が受領する情報が Adjust 社の保有する個人関連情報に該当する場合、お客さまは、第 10 条 3 項により定める目的および当行における個人情報の利用目的の範囲内で、当行においてお客さまが識別される個人情報として利用することに同意するものとします。なお、これらの情報を当行以外が利用することはありません。Adjust 社のプライバシーポリシーについては、同社のサイトをご覧ください。当行は Adjust のサービス利用について責任を負わないものとします。
- (4) 本アプリの公金受取口座登録機能では、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和三年第三十八号。以下「口座登録法」という。）第三条、第四条、第六条及び第七条の規定に基づき、お客さまの個人情報を、公金受取口座登録・変更・抹消等に関する事務を遂行する目的で利用し、預金保険機構、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）及びデジタル庁に提供いたします。預金保険機構、J-LIS 及びデジタル庁は、お客さまの個人情報を、公金受取口座登録・変更・抹消等に関する事務を遂行する目的で利用いたします。
  - ① 個人情報の提供先
    - A. 預金保険機構、J-LIS 及びデジタル庁
  - ② 当行から預金保険機構へ提供される個人情報の内容
    - A. 氏名又は通知先氏名、氏名カナ、生年月日、住所又は通知先住所
    - B. 預貯金口座の店番、店名、口座番号及び口座名義人氏名カナ
    - C. 個人番号
    - D. その他公金受取口座登録・変更・抹消等に関する事務に必要なとされる情報
  - ③ 預金保険機構から J-LIS へ提供される個人情報の内容
    - A. 個人番号
  - ④ J-LIS から預金保険機構へ提供される個人情報の内容
    - A. 氏名、氏名カナ、生年月日、住所
    - B. 個人番号（お客さまが当行に対し最新でない個人番号を提供した場合には、J-LIS から最新の個人番号が預金保険機構へ連携されます。）

- ⑤ 預金保険機構からデジタル庁へ提供される個人情報の内容
    - A. 氏名又は通知先氏名、氏名カナ、生年月日、住所又は通知先住所
    - B. 預貯金口座の店番、店名、口座番号及び口座名義人氏名カナ
    - C. 個人番号
    - D. その他公金受取口座登録・変更・抹消等に関する事務に必要なとされる情報
  - ⑥ デジタル庁から預金保険機構へ提供される個人情報の内容
    - A. 氏名、氏名カナ、生年月日及び住所
    - B. 預貯金口座の店番、店名、口座番号及び口座名義人氏名カナ
    - C. その他公金受取口座登録・変更・抹消等に関する事務に必要なとされる情報
  - ⑦ 預金保険機構から当行へ提供される個人情報の内容
    - A. 氏名、氏名カナ、生年月日及び住所
    - B. 預貯金口座の店番、店名、口座番号及び口座名義人氏名カナ
    - C. その他公金受取口座登録・変更・抹消等に関する事務に必要なとされる情報
- (5) 本サービスでは、不正利用防止を目的として、株式会社カウリスの不正検知サービス FraudAlert を利用しています。お客さまは、本サービス利用にあたり、お客さまに関する以下の情報が当行から株式会社カウリスに対し提供され、不正利用の検知結果が株式会社カウリスから当行に対し提供されることに同意するものとします。
- ・本アプリの利用情報
  - ・デバイス情報（キャリア名、キーボード名、使用言語、画面サイズ、不正端末検知、バッテリー状態および残量）

株式会社カウリスのプライバシーポリシーについては、同社のサイトをご覧ください。  
 当行は FraudAlert のサービス利用について責任を負わないものとします。

## 11. 預金の預入・払戻し等

本サービスの利用において、通帳を発行せずにご利用いただいた場合、次の（１）から（６）の規定が適用されます。

- (1) 本サービスご利用口座は、当行本支店の窓口、ATM、インターネットバンキングでお取引いただけます。なお、インターネットバンキングは別途「ちばぎんマイアクセス」のご契約が必要になります。
- (2) 窓口で現金、手形、小切手等を入金する場合は、当行所定の入金票に記入して本サービスご利用口座のキャッシュカードとともに提出してください。なお、キャッシュカードがない場合の現金の入金は振込扱いとなる場合があります。
- (3) 窓口で普通預金、貯蓄預金の払戻しをする場合は、当行所定の払戻請求書に記入し、この預金のキャッシュカードとともに提出し、当行所定の電子装置に届出の暗証を入力してください。キャッシュカードの発行がない貯蓄預金の口座の払戻しをする場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、本サービスご利用口座のキャッシュカードとともに提出してください。
- (4) 窓口で定期預金の解約をする場合は、以下のいずれかを行ってください。
  - ① 当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、本サービスご利用口座のキャッシュカードとともに提出してください。
  - ② 当行所定の払戻請求書に記入し、本サービスご利用口座のちばぎんキャッシュカード

とともに提出し、当行所定の電子装置に届出の暗証を入力してください。

- (5) 普通預金、貯蓄預金の解約をする場合は、以下のいずれかを行ってください。
  - ① 当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印し、本サービスご利用口座のキャッシュカードとともに提出してください。
  - ② 当行所定の解約依頼書に記入し、この預金のキャッシュカードとともに提出し、当行所定の電子装置に届出の暗証を入力してください。
- (6) 上記（3）、（4）、（5）において、当行が必要と判断した場合は、当行所定の本人確認資料の提示等を求める場合があります。

## 12. 免責事項

- (1) 本サービスの利用に関し、不正アクセス、情報流出・情報漏えい等が生じた場合、そのために利用者に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
- (2) 端末の紛失盗難その他事故により、本アプリが不正使用され、口座の情報を第三者に閲覧された場合であっても、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- (3) 端末の障害、機種変更、端末初期化、電源オフおよび圏外時の利用、通信機械およびコンピュータ等の障害ならびに回線障害により、本サービスの提供が遅延もしくは不能となった場合、これらに関連して利用者に損害が発生したとしても当行は一切の責任を負いません。

## 13. 本規定の変更

- (1) 当行は、本規定を、ちばぎん ID の仕様の変更その他相当の事由があると認められる場合には、利用者の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な内容に変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページで公表し、公表の際に定める 2 週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

## 14. 合意管轄

本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

## 15. その他

- (1) 当行は、利用者が本規定に同意することを条件として、本アプリを利用者の端末でのみダウンロードして利用することのできる、非独占的かつ譲渡不能の使用権を無償で許諾するものとします。
- (2) 当行は、利用者が本規定に違反した場合に、いつでも利用者に許諾した本アプリの使用権を停止させ、または使用権を失効させることができるものとします。この場合、利用者は直ちに本アプリをアンインストールまたは削除するものとします。
- (3) 本アプリは、日本その他外国の輸出入規制の対象となる可能性のあるものであり、利用者が本アプリをインストールした端末を日本から国外へ持ち出す際には、関連法令を遵守し、これに違反した行為により生じた問題につき、利用者自身の責任と負担で解決するものとします。

## PayB サービス利用にかかる追加規定

PayB サービスの利用に際しては、「ちばぎんアプリ」利用規定に加え、後記 1 から 5 までの追加規定（以下「本追加規定」といいます）を適用します。なお、特段の定めのない限り、「ちばぎんアプリ」利用規定における定義は、本追加規定においても適用されるものとします。

### 1. PayB サービスの内容

PayB サービス（以下、「本サービス」といいます）とは、当行が決済事務について業務提携しているBillingシステム株式会社と加盟店契約を締結した企業・各種団体・組織・機関等（以下、「加盟企業」といいます）の発行した払込票、請求書等（以下、「払込票等」といいます）についての支払をする際に、本アプリのバーコード機能を用いて、当該払込票等に印字された請求情報等を記録したバーコードを読み取り、本アプリの画面上に表示された請求金額その他の情報を確認のうえ、当行所定の方法で支払承認をすることにより、お客さまがあらかじめ本アプリに登録した支払手段によって、当該請求金額を支払うことができるサービスです。当行は、お客さまのために、当該支払手段に係る手続を行うとともに、加盟企業に代わってお客さまによる支払を受け、後日加盟企業との間で代金の精算を行います。お客さまは、本サービスの利用に係る氏名、支払先、請求金額等の情報が、本サービスに係る決済事務履行の目的でBillingシステム株式会社に提供されることに同意するものとします。

### 2. ご利用条件

お客さまは、本サービスでは支払い代金の領収書が発行されないことを承諾のうえ本アプリを使用するものとし、支払内容の詳細は、支払の都度お客さまの登録メールアドレスに送信される支払完了通知メールおよび本アプリの画面上の取引履歴で確認するものとします。また、1日当たりの支払限度額は当行所定の金額とします。

### 3. 加盟企業との取引

お客さまが本サービスを通して行う加盟企業との取引は、お客さまと加盟企業との直接取引となり、また、これら取引の詳細は加盟企業の取引規約・利用規約、プライバシーポリシー・個人情報保護方針等によって規定されます。当行は、当該取引について当行が直接的にサービス提供者となる場合を除き、取引の当事者とはならず取引に関する責任は負いません。したがって、取引に際し万一トラブルが生じた際には、お客さまと加盟企業との間で解決していただくこととなります。

### 4. 本追加規定の変更

当行は、本追加規定を、相当の事由があると認められる場合には、利用者の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な内容に変更することができます。この場合、本追加規定の変更は、変更後の規定の内容を当行のウェブサイト等で公表し、公表の際に定める 2 週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

## 5. 合意管轄

本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

以上